

令和5年3月13日

建設工事等登録業者の皆様へ

佐世保市契約監理室契約課

## 入札制度の一部改正について

令和5年度の佐世保市が発注する建設工事等の入札制度について、下記のとおり一部改正することとしましたのでお知らせします。

記

### 1 令和5年度格付け等級区分及び発注基準額について

#### (1) 令和5年度格付け等級区分表

工種	格付け区分		平均完成工事高	技術者	許可区分
	等級	総合点数			
土木	A	900点以上	1億5,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	720点~899点	500万円以上	—	—
	C	719点以下	—	—	—
建築	A	800点以上	6,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	600点~799点	1,000万円以上	—	—
	C	599点以下	—	—	—
電気	A	750点以上	1,000万円以上	—	—
	B	749点以下	—	—	—
建築管	A	730点以上	1,000万円以上	—	—
	B	729点以下	—	—	—
水道管	A	660点以上	1,000万円以上	—	—
	B	659点以下	1,000万円未満	—	—
舗装	A	850点以上	250万円以上	—	—
	B	849点以下	—	—	—

(\*1) 技術者のうち、建設業法第15条第2号イに該当する者が2名以上のこと

※令和4年度格付け等級区分と変更ありません。

#### ●格付期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（年間固定）

※令和5年3月31日時点で、佐世保市に提出済みの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に主観点を加えた総合点数で格付けしますが、その際、審査基準日から1年7か経過している方は仮格付に留まり、必要書類が提出された時点で再度格付し直します。

## (2) 令和5年度発注基準額

※下線部分が変更箇所です。

	土木	建築	電気
A	<u>3,500万円以上</u>	6,000万円以上	1,000万円以上
B	<u>3,500万円未満</u> <u>1,000万円以上</u>	6,000万円未満 1,000万円以上	1,000万円未満
C	<u>1,000万円未満</u>	1,000万円未満	—

	建築管	水道管	舗装
A	1,000万円以上	1,000万円以上	250万円以上
B	1,000万円未満	1,000万円未満	250万円未満

### ●発注基準額変更に伴う『平均完成工事高』の条件変更について（令和6年度実施）

令和6年度以降は、土木のみ格付け及び発注基準における平均完成工事高を変更します。

(令和5年度)			(令和6年度)	
土木	平均完成工事高	⇒	平均完成工事高	
A	15,000万円以上		15,000万円以上	
B	15,000万円未満 500万円以上		15,000万円未満 <u>1,000万円以上</u>	
C	500万円未満		<u>1,000万円未満</u>	

## 2 河川改良工事、橋梁補修工事の発注方法について

指名競争入札で実施している設計金額130万円超3,500万円未満の「河川改良工事」及び「橋梁補修工事」について、原則として、制限付き一般競争入札により発注します。

改正前	改正後
指名競争入札 ・河川改良工事 ・橋梁補修工事（塗装工事を除く）	<u>制限付き一般競争入札</u>

※塗装工事は、令和4年度から原則 制限付き一般競争入札で発注しています。

## 3 主観点制限対象工事における入札参加要件の緩和について

主観点制限対象工事について、下記の入札に参加できない要件を撤廃し、入札参加要件を緩和します。

項目	対象	
	改正前	改正後
公告日が属する月を含み2か月以内に、制限付き一般競争入札により落札した者（共同企業体の構成員を含む。）は入札に参加できない。	災害復旧工事を除く 同一工種の工事	<u>災害復旧工事及び 主観点制限対象工事を 除く、同一工種の工事</u>

#### 4 落札に至らなかった指名競争入札の案件について

指名競争入札において、落札に至らなかった建設工事の案件について、この案件の2回目の発注については、制限付き一般競争入札により発注します。

項目	改正前	改正後
指名競争入札で1回目 が落札に至らな かった案件の2回 目の入札方法	指名競争入札	<b>制限付き 一般競争入札</b>

#### 5 制限付き一般競争入札における入札参加要件の変更について

当初契約金額が1億5千万円以上の工事を受注した者は、最長6か月間、同一工種の制限付き一般競争入札への参加を制限していることについて、当初契約金額を「**2億円以上**」に改正します。

項目	改正前	改正後
最長6か月間、同一工種 の制限付き一般競争 入札への参加を制限 する当初契約金額	1億5千万円以上	<b>2億円以上</b>

※ 本件に関するこれまでの公告記載内容

佐世保市等が発注した当初契約金額が1億5千万円以上の工事を受注した者（共同企業体の場合、出資比率に応じた金額が1億5千万円を下回る構成員を除く。）で、入札参加資格申請時において当該工事が完成していない者。ここで当該工事の完成とは、しゅん工届を受理した日とする。ただし、当該工事が完成前であっても、契約日（議会の議決が必要な工事は、仮契約日）以後6か月間を上限とする。

#### 6 不落における随意契約の適用変更について

現在、入札回数3回目で落札者が決定しない場合、入札者から提示された価格のうち、最も低い価格が別に定める基準（別紙に基準表あり）以内にあるとき、随意契約をできることとしていますが、再度入札（入札回数2回目、又は3回目）に付し、落札者がいない時でも基準を満たせば、最も低い価格の者から見積書を徴し随意契約をできることとします。

項目	改正前	改正後
地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号による不落 随意契約	入札回数3回目 終了後に基準を 満たせば適用	<b>再度入札に付し 基準を満たせば適用</b>

※今回の改正をもって、「入札不落時の取り扱いについて（平成26年11月7日付）」は廃止します。

## 7 発注工種（水道管）の段階的廃止について

上水道及び下水道工事については、本市独自の発注工種である水道管工事として発注していますが、これを次のとおり建設業法上の工種での発注へ段階的に移行します。

令和5年度から3年間は経過措置期間とし、本格実施は**令和8年4月1日**からとなります。

区分		令和5年4月～	令和6年4月～	令和8年4月～
上水道工事 ※1	発注工種	水道管工事	水道施設工事	⇒
	必要な登録工種	水道施設又は管	⇒	水道施設
下水道工事	発注工種	水道管工事	水道土木工事 (暫定工種)	※2
	必要な登録工種	水道施設又は管	水道施設又は管又は 土木一式	土木一式
(特記事項) ・令和5年10月から、上水道工事は「水道施設工事」、下水道工事は「土木一式工事」の許可が必要。 ・現在、土木工事として発注している「シールド工事」「下水管更生工事」は、令和6年度以降は「水道土木工事」で発注します。 ※1 シールド工事は除きます。 ※2 令和8年度以降の発注工種（「土木工事」又は「水道土木工事」）は未定です。決まり次第お知らせします。				

### 《改正の適用時期について》

- 1～6は、令和5年4月1日以降に発注を行う案件から適用します。
- 7は、経過措置であるため、事前にお知らせするものです。

### 《関係要綱等について》

上記の改正内容に係る関係要綱等については、3月末日までに市ホームページに掲載いたします。

- 市ホームページ>事業者の方へ>入札情報>工事/建設コンサル>要綱及び入札契約制度等>入札・契約に関する要綱・基準等

<https://www.city.sasebo.lg.jp/keiyakkanri/keiyak/kouji-youkou-nyusatu.html>

以 上

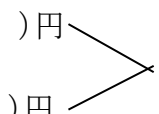
契約課（工事担当）  
 TEL：0956-24-1111（内線3202～3204）  
 FAX：0956-25-9624  
 E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp

【不落随意契約基準表】

予定価格(税抜き)	基準率	基準額
5,000 千円以下	予定価格の 3%	
5,000 千円を超え 10,000 千円以下	” 2.8%	150 千円
10,000 千円を超え 20,000 千円以下	” 2.5%	280 千円
20,000 千円を超え 30,000 千円以下	” 2.0%	500 千円
30,000 千円を超え 50,000 千円以下	” 1.8%	600 千円
50,000 千円を超え 100,000 千円以下	” 1.5%	900 千円
100,000 千円を超えるもの	” 1.0%	1,500 千円
最高 5,000 千円		

【判定】

最低入札価格(税抜き) 予定価格(税抜き) **A**  
( )円 — ( )円 = ( )円

予定価格(税抜き)の  
基準率 [ ] % ( )円  
基準額 ( )円  **どちらか多い方 B**  
( )円

**A** ( )円  $\leq$  ( **B** )円  
となる場合に見積書を徴取できる。